令和5年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公 社 等 の 名 称 : 一般財団法人 宮崎県交通安全協会

	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位:円)	随意契約とした理由等		却好可做如日
No.				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	・契約所管部局 ・課(室)名
1	道路使用許可調査業務	道路使用許可に関す る現地調査	8, 334, 700	第167条の2第1項 第2号	本件委託内容である道路使用許可調査業務を行うには、道路交通法第108条の31で定める「宮崎県交通安全活動推進センター」に宮崎県公安委員会から指名されることが必要であるが、本県において、同センターの指定を受けている団体は、一般財団法人宮崎県交通安全協会以外にないことから同協会に委託する。	警察本部交通部 交通規制課
2	安全運転管理者等講習 業務委託	安全運転管理者等に 対する講習業務の委 託	13, 640, 000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、安全運転管理者等の資質の向上を図り、公事業間ではおける運転管理者等の資質を全運を目的とした講習の実施を委託するもの、会議を目的とした講習の実施とは、全を実施を開始を受けるでは、では、会議を表がらいでは、では、会議を表がらいでは、では、会議を表がらいでは、では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	警察本部交通部 交通企画課